二の二　個人番号又は基礎年金番号
［三・四　略］

2　［略］

（受給権者の申出による支給停止の撤回等）

第百十七条の五　法第七十五条の五第二項の規定による申出の撤回をしようとする公務障害年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出しなければならない。

［一・二　略］

二の二　個人番号又は基礎年金番号
［三・四　略］

2　［略］

（障害の程度が変わつたときの改定の請求等）

第百十七条の六　公務障害年金の受給権者は、法第八十五条第一項又は第二項の規定による当該公務障害年金の額の改定を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を連合会に提出しなければならない。

一　［略］

一の二　個人番号又は基礎年金番号
［二～五　略］

［2～4　略］

（障害等級に該当しなくなつたときの届出）

第百十七条の七　公務障害年金の受給権者は、障害の程度が障害等級に該当しなくなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

一　［略］

一の二　個人番号又は基礎年金番号
［二～四　略］

（障害の状態等に関する届出）

第百十七条の八　公務障害年金の受給権者であつて、その障害の程度についての診査が必要であると認めて連合会が指定したものは、指定日までに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、当該公務障害年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

一　［略］

一の二　個人番号又は基礎年金番号
［二・三　略］

［2～4　略］

（公務遺族年金の決定の請求）

第百十八条　公務遺族年金について、法第三十九条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合（公務障害年金の受給権者が退職後に死亡した場合においては、連合会）に提出しなければならない。この場合において、組合に当該請求書の提出があつたときは、組合は、速やかにこれを連合会に送付するものとする。

一　請求者の氏名、生年月日、住所、個人番号又は基礎年金番号及び請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係

二　組合員又は組合員であつた者の氏名、生年月日、個人番号又は基礎年金番号及び死亡した年月日

［三～十三　略］

［2～4　略］

［号を加える。］

［三・四　同上］

2　［同上］

（受給権者の申出による支給停止の撤回等）

第百十七条の五　法第七十五条の五第二項の規定による申出の撤回をしようとする公務障害年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出しなければならない。

［一・二　同上］

［号を加える。］

［三・四　同上］

2　［同上］

（障害の程度が変わつたときの改定の請求等）

第百十七条の六　公務障害年金の受給権者は、法第八十五条第一項又は第二項の規定による当該公務障害年金の額の改定を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を連合会に提出しなければならない。

一　［同上］

［号を加える。］

［二～五　同上］

［2～4　同上］

（障害等級に該当しなくなつたときの届出）

第百十七条の七　公務障害年金の受給権者は、障害の程度が障害等級に該当しなくなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

一　［同上］

［号を加える。］

［二～四　同上］

（障害の状態等に関する届出）

第百十七条の八　公務障害年金の受給権者であつて、その障害の程度についての診査が必要であると認めて連合会が指定したものは、指定日までに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、当該公務障害年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

一　［同上］

［号を加える。］

［二・三　同上］

［2～4　同上］

（公務遺族年金の決定の請求）

第百十八条　公務遺族年金について、法第三十九条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合（公務障害年金の受給権者が退職後に死亡した場合においては、連合会）に提出しなければならない。この場合において、組合に当該請求書の提出があつたときは、組合は、速やかにこれを連合会に送付するものとする。

一　請求者の氏名、生年月日、住所、基礎年金番号及び請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係

二　組合員又は組合員であつた者の氏名、生年月日、基礎年金番号及び死亡した年月日

［三～十三　同上］

［2～4　同上］